厚真町お試しサテライトオフィス設置要綱

（趣旨）

第１条　厚真町においてテレワーク及びサテライトオフィス等の開設を促進することで、産業の活性化と雇用機会の拡大を図ることを目的とする厚真町お試しサテライトオフィス（以下「お試しオフィス」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　お試しオフィスの名称及び位置は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| お試しサテライトオフィスA棟 | 厚真町新町１５５番地 |
| お試しサテライトオフィスB棟 | 厚真町新町１５５番地 |

（施設の利用）

第３条　お試しオフィスを利用できる者は、次のとおりとする。

(1)　厚真町においてテレワーク又はサテライトオフィスの開設を検討して　いる法人、団体、グループ及び個人（以下「事業者等」という。）

(2)　厚真町において事務所等の開設又は起業を検討している事業者等

(3)　その他、お試しオフィスの利用について、町長が必要と認めた事業者等

２　お試しオフィスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、町長の承認を受けなければならない。

３　町長は、利用者又は利用目的が、お試しオフィスの設置目的に合致しないと認めたときは、前項の承認をしないことができる。

（利用できる期間）

第４条　お試しオフィスを利用できる期間は、１週間までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、１ヶ月を超えない範囲で利用できるものとする。

（利用料金）

第５条　お試しオフィスの利用料金は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | １週間まで | １週間を超える場合  １日につき | 備考 |
| 利用料 | １０，０００円  （冬期間　１２，０００円） | ８００円  （冬期間　１，０００円） | 冬期間は１１月１日から４月３０日までの間 |

　（損害賠償）

第６条　利用者は、故意又は過失によりお試しオフィスの躯体、設備又は備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由等、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

　（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、平成２８年１２月１日から施行する。ただし、施行日から平成２９年３月３１日までの間は、第５条の規定の適用については、「無料」とする。

　　　附　則

この要綱は、平成２９年４月２４日から施行する。

この要綱は、平成２９年１２月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。